

新旧対照表

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和50年沖縄県条例第9号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、<u>もって</u> <u>県民及び滞在者の生活</u>の平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(粗暴行為の禁止)</p> <p><b>第2条</b> 何人も、公衆が通行し、若しくは出入りすることができる道路、公園、広場、海水浴場、興行場、飲食店、空港、ふ頭、<u>駅</u>その他の場所（以下「公共の場所」という。）又は公衆が利用することができる自動車、船舶、航空機、<u>電車</u>その他の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、犯罪の前歴若しくは暴力団の構成員であることをほのめかし又は物を蹴る等公衆に不安を覚えさせるような暴力的性行を示して、うろつき、たむろし、すごみ、又はいいがかりをつけてはならない。</p> <p>2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、<u>多数の人が集まっている</u>公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 何人も、<u>他人</u>に対し、公共の場所又は公共の乗物において、<u>他人</u>を著しく<u>しゅう恥</u>させ、又は<u>他人</u>に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。</p> <p>(不当な客引き行為等の禁止)</p> <p><b>第4条</b> 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしては<u>ならない</u>。</p> <p>(1) <u>次に掲げる行為</u>について、客引き（ウに掲げる行為にあつては、利用者となる</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、<u>もつて</u> <u>県民生活</u>の平穏を保持することを目的とする。</p> <p>(粗暴行為の禁止)</p> <p><b>第2条</b> 何人も、公衆が通行し、若しくは出入りすることができる道路、公園、広場、海水浴場、興行場、飲食店、空港、ふ頭その他の場所（以下「公共の場所」という。）又は公衆が利用することができる自動車、船舶、航空機その他の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、犯罪の前歴若しくは暴力団の構成員であることをほのめかし又は物を蹴る等公衆に不安を覚えさせるような暴力的性行を示して、うろつき、たむろし、すごみ、又はいいがかりをつけてはならない。</p> <p>2 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際し、<u>多数の人が集まつている</u>公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。</p> <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 何人も、<u>婦女</u>に対し、公共の場所又は公共の乗物において、<u>婦女</u>を著しく<u>しゅう恥</u>させ、又は<u>婦女</u>に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。</p> <p>(不当な客引き行為の禁止)</p> <p><b>第4条</b> 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしては<u>ならない</u>。</p> <p>(1) <u>人の身体、衣服又は所持品をとらえ、又はこれに手をかけて、客引きをするこ</u></p>

ことについての勧誘)をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歡樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

(2) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、同号イに規定する客をもてなす行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(3) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなす行為

(4) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。

(5) 第1号及び第3号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等の執ような方法で、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。

(1) 第1項第1号イ又はウに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、同号イに規定する客をもてなす行為が人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触

と。

(2) わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをすること。

し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)の客又は利用者  
(2) 第1項第3号イに掲げる行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接  
触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する  
者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると思われる者に対し、当該  
誘引を行うことをやめるべき旨を命ずることができる。

5 何人も、第1項第1号から第4号までに掲げる行為(以下この項及び次項におい  
て「客引き等」という。)の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要  
性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所にお  
いて、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方と  
なるべき者を待つてはならない。

6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていと  
認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべき  
旨を命ずることができる。

(海水浴場等における危険行為等の禁止)

**第5条** 何人も、人が遊泳し、又は手こぎの舟が回遊する水面において、次に掲げる  
行為をしてはならない。

(1) 遊泳している者又は手こぎの舟に乗っている者(以下「遊泳者等」という。)の近くで、正当な理由がないのに、ヨット又はモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇若しくはこれらにけん引される物を疾走させ、蛇行させ、又は急転回させること。

(2) 遊泳者等の身体又は遊泳者等の現に使用している浮輪、手こぎの舟その他の物に対し、遊泳者等に不安を覚えさせるようないたづらをする事。

(指示)

**第6条** 公安委員会は、第4条第1項第1号アからウまでに掲げる行為を事業として  
行う者(以下「事業者」という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当  
該事業に関し同条第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反したときは、当該  
事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができ

(海水浴場等における危険行為等の禁止)

**第5条** 何人も、人が遊泳し、又は手こぎの舟が回遊する水面において、次の各号に  
掲げる行為をしてはならない。

(1) 遊泳している者又は手こぎの舟に乗っている者(以下「遊泳者等」という。)の近くで、正当な理由がないのに、ヨット又はモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇若しくはこれらにけん引される物を疾走させ、蛇行させ、又は急転回させること。

(2) 遊泳者等の身体又は遊泳者等の現に使用している浮輪、手こぎの舟その他の物に対し、遊泳者等に不安を覚えさせるようないたづらをする事。

る。

(事業の停止)

**第7条** 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第4条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反したときは、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

**第8条** 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、沖縄県行政手続条例(平成7年沖縄県条例第28号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、沖縄県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を県公報により公告しなければならない。

3 前項の通知を沖縄県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までに置くべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 第1項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適用上の注意)

**第9条** この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

(罰則)

**第10条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条の規定に違反した者

(2) 第7条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 常習として前項第1号の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意)

**第6条** この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱しないようにしなければならない。

(罰則)

**第7条** 第2条から第5条までの規定のいずれかに違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第5条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第11条 第4条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第12条 第2条又は第4条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第4条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第14条 第4条第6項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第15条 第5条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第10条第1項第2号、第11条第1項若しくは第2項、第12条第1項（第4条第1項に係る部分に限る。）若しくは第2項（第4条第1項に係る部分に限る。）、第13条又は第14条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。